



# 令和7年度 学校事故対応

## 危機管理マニュアル



佐伯市立鶴見中学校

## 目 次

<b>第1部 鶴見中学校における危機管理体制の確立</b>	<b>1～11</b>
1 危機管理の目的とプロセス	1
(1) 危機管理の目的	
(2) 危機管理のプロセス	
2 危機の予知・予測・未然防止（事前の危機管理）	2
(1) 事前の危機管理における要点	
3 危機発生時の対応（事中の危機管理）について	3
(1) 危機発生時対応における要点	3
(2) 危機発生時の緊急対応のモデル その1 初動対応の①～⑤	6
危機発生時の緊急対応のモデル その2 救急および緊急連絡体制	7
※ 資料：『学校における危機管理チェックリスト』	8
4 危険等発生後の対応	9
(1) 安否確認	9
(2) 引き渡しと待機	9～11
(3) 教育活動の継続	12
<b>第2部 事項別危機管理マニュアル</b>	<b>13～25</b>
1 台風・集中豪雨等の風水害	13
2 地震・津波	14～15
3 火災	16
※ 校舎教室（消火栓・消火器）配置図と避難経路	17
4 不審者の侵入	18
5 いじめ	21
6 授業中（部活動中）の事故	22
7 熱中症の予防と対応	23
8 アレルギーへの対応	24
9 登下校中の交通事故	25
10 弾道ミサイルの落下時（Jアラート）	26
11 インフルエンザ等の発生時の対応	27
※ 図解資料 心肺蘇生法のABC+D	28
※ 裏表紙 緊急時連絡先一覧	29

## 第1部 鶴見中学校における危機管理体制の確立

### 1 危機管理の目的とプロセス

#### (1) 危機管理の目的

鶴見中学校における危機管理の目的は、次の3点とする。

- ① 子どもと教職員の生命を守ること
  - ② 子どもと教職員の信頼関係を維持し、日常の組織・運営を守ること
  - ③ 学校に対する保護者や地域社会からの信用や信頼を守ること
- (出典: 「危機管理の法律常識」 菱村幸彦 編 教育開発研究所 )

#### (2) 危機管理のプロセス

危機管理には、次のプロセスがある。

- ① 危機の予知・予測・未然防止 (事前の危機管理)
- ② 危機発生時の対応 (事中の危機管理)
- ③ 危機発生後の対応 (事後の危機管理)

##### ① 危機の予知・予測・未然防止 (事前の危機管理)

- 防災教育コーディネーターが中心となり過去発生した事例から、その危機発生の原因や経過等を分析・検討することにより、発生の前兆等を明らかにし、危機の予知・予測に努めること。
- また、生徒や社会の現状・変化等を踏まえ、今後発生する可能性のある危機を想定し、その危機の予知・予測にも努めること。
- 日ごろから、一人一人の生徒への継続的な支援や、施設・設備に関する定期的な点検等により、未然防止に向けた取組を行うこと。
- また、生徒、保護者、地域の人々からの情報収集等により、危機を予知・予測し、問題の早期発見に努め、危機に至る前に解決する取組を行うこと。

##### ② 危機発生時の対応 (事中の危機管理)

- 危機が発生した場合、適切な対応により、生徒、教職員の生命や身体の安全を守るとともに、被害を最小限度にとどめること。この対応が「緊急対応」である。
- ※本マニュアルについては、この「緊急対応」について事項別にまとめている。ただし、上記(1)の日常の取り組みこそが危機管理意識として求められていることを肝に銘じておきたい。そこで、本マニュアルには「緊急対応」の流れに加えて、「未然防止のポイント」も併記した。

##### ③ 危機発生後の対応 (事後の危機管理)

- 危機が発生した後、生徒への影響、保護者との連携、報道機関等への対応が「事後の危機管理」である。生徒の心のケアを関係機関、S C、S SW等と連携しながら綿密に行い危機の影響を最小限にとどめ、早期に正常な日常生活に復帰することに努める。
- 緊急時の対応を事態收拾後に総括し、再発防止に向けた取組を実践していくこと。
- また、未然防止の取組についても、定期的に評価し改善していくとともに、日々の教育活動の充実に努めること。

## 2 危機の予知・予測・未然防止（事前の危機管理）

### （1）事前の危機管理における要点

- ① 危機管理マニュアルの周知徹底、組織の整備・機能化
- ② 施設・設備の整備等（安全点検）
- ③ 生徒の行動管理等
- ④ 発生源等への対応
- ⑤ 計画的な安全教育
- ⑥ 校外学習時の安全確保

#### ①危機管理マニュアルの周知徹底、組織の整備・機能化

危機はいつ発生するか予想できない。年度初め防災教育コーディネーターを中心に全職員で本マニュアルを周知徹底し、いつ危機が発生しても対応できるよう、組織の整備・機能化も図る。

#### ②施設・設備の整備等（安全点検）

学校という施設で危機的状況の発生を抑制するにはハード面の管理が欠かせない。法的には学期に1度以上と定められている安全点検であるが、本校では毎月定期的に行い、さらに日常の教育活動の中でも安全面の視点を持ち隨時行う。

#### ③生徒の行動管理等

施設等のハード面に対しソフト面とも言える生徒生活態度への指導も防災教育コーディネーターが中心となり安全面という視点を持っておこなう。

#### ④発生源等への対応

学校における危機的状況を引き起こす発生源を常に予測し、隨時対処方法の検討、生徒への指導を早急に行う。

#### ⑤計画的な安全教育

本校の学校安全計画に則り、防災教育コーディネーターが学校教育全体で進める。本校では年2回避難訓練を実施する。1回目は「地震・津波対策（一次避難場所→二次避難場所へ移動）」、2回目は「火災対策」。

#### ⑥校外学習時の安全確保

学校外での学習活動時には、その移動経路、学習場所での安全を事前に確認する。

#### ⑦登下校時の安全確保

登下校時に予想される危機的状況、特に自然災害時の対応への指導を定期的に繰り返し指導する。

また、不審者対応として下校時刻の適切な設定、通学方法への配慮を行う。

### 3 危機発生時の対応(事中の危機管理)について

#### (1) 危機発生時対応における要点

- ① 冷静な対応
- ② 管理職のリーダーシップ (※不在時: 校長→教頭→防災教育コーディネーター)
- ③ 正確な情報収集及び情報の共有化
- ④ 組織的な対応
- ⑤ 心のケア
- ⑥ 保護者・地域社会との連携
- ⑦ 関係機関との連携
- ⑧ 通信手段の確保
- ⑨ 報道機関への対応

#### ※危機管理の『さ・し・す・せ・そ』

さ … 最悪の場合を考えて、  
し … 慎重に、  
す … すばやく、  
せ … 誠意ある行動で、  
そ … 組織的に。

##### ① 冷静な対応

マニュアルに示された手順・内容に従い、最優先とする対応は何かを意識しながら、冷静に対応する。

##### ② 管理職のリーダーシップ

危機発生時、管理職は状況を判断し、全教職員に「緊急対応を行う」旨を明確に伝え、役割分担等について的確な指示を行う。

また、教職員からの報告・連絡が円滑に行えるよう、管理職は所在を常に明らかにしておく。

##### ③ 正確な情報収集及び情報の共有化

事件・事故発生時、周囲にいた生徒等から可能な限り正確に聞き取った情報を、対策本部において整理し、要点を文章化する。そして、教職員でその情報の共有化を図る。

##### ④ 組織的な対応

対策本部での決定事項をその構成員である教師が速やかに他の教職員に指示・伝達し学校全体で組織的に対応できる体制をつくる。

また、混乱した状況では、教職員の臨機応変な対応が必要となるが、個人の判断で対応することは極力避ける。やむを得ず個人の判断で対応した場合は、必ず事後に報告するなど「報告・連絡・相談 → 報告」の徹底を図る。

##### ⑤ 心のケア

危機発生時には、児童に強いストレスが加わり、種々の心身の健康問題が表れることがある。保護者の協力を得て、すみやかにまた継続して児童の健康状態を把握し、必要に応じてスクールカウンセラー等と連携を図って適切な支援に当たる。

##### ⑥ 保護者・地域社会との連携

PTA役員や地域の関係者と協力して危機の解決に当たるとともに、生徒及び学校の教育活動を守る体制づくりをする。

##### ＜緊急保護者会を開催する場合＞

###### i 開催の判断

緊急保護者会の開催については、管理職は教育委員会やPTA役員等と連携を図り、次のような点を考慮の上で判断する。

###### [判断基準]

- ・事件・事故が当事者だけでなく、他の生徒及び保護者に与える影響が大きい。
- ・生徒及び保護者に、不安感や学校に対する不信感が高まっている、または高まる可能性がある。

## ii 目的

緊急保護者会は、次のようなことを目的に実施する。

- ・事件・事故についての正確な事実や対応の概要を説明することで、噂の流布等による混乱を避ける。
- ・学校運営の正常化を図るため対応方針を説明し保護者や地域の人々の協力を求める。
- ・学校の対応方針等に対する保護者の要望や考えを聞く。

## iii 実施上の留意点

- |                   |
|-------------------|
| ア 説明内容の十分な準備      |
| イ 個人情報への配慮        |
| ウ 教職員の共通理解        |
| エ 誠意ある対応          |
| オ 教育委員会・PTA役員との連携 |

### ア 説明内容の十分な準備

学校が収集した情報について、事実と確認した情報とそうでない情報の整理や、事件・事故の背景等を分析し、説明内容について十分準備しておく。

### イ 個人情報への配慮

事件・事故にかかわる生徒の人権やプライバシーについて 最大限の配慮を行う。

### ウ 教職員の共通理解

管理職は、教職員に保護者会での説明内容や協議事項、今後の対応方針等について説明し、共通理解を図っておく。

### エ 誠意ある対応

保護者会において、様々な意見や要望が出されることが考えられる。それらをきちんと受け止めた上で、誠意をもって対応する。

### オ 教育委員会・PTA役員との連携

開催目的・内容等について、教育委員会やPTA役員と事前に協議する。必要な場合は、助言や職員の保護者会への同席等を、教育委員会に依頼する。

## ⑦ 関係機関との連携

教育委員会や警察、生徒相談所等の関係機関と連携を図り、今後の対応に関する助言や支援を得る。

## ⑧ 通信手段の確保

保護者や報道機関等からの問い合わせ等が殺到し、学校の電話が使用できなくなった場合には、非常用の通信手段を確保する。ファクシミリやメールが有効である。また、教職員の所有する携帯電話を、本人の同意を得た上で、連携を図る必要のある機関に番号を伝え、非常用電話として利用することも考えられる。

## ⑨ 報道機関への対応

報道機関の取材を受けた経験が少ない場合等、十分な対応ができないことも考えられるので、教育委員会から助言を得ながら対応する。

### ＜報道機関への対応＞

#### i 対応の基本的姿勢

報道機関への対応については、次の姿勢で対応する。

- |          |
|----------|
| ア 情報の公開  |
| イ 誠意ある対応 |
| ウ 公平な対応  |

## ア 情報の公開

個人情報や人権等に最大限に配慮しながら、事件・事故についての事実を公開していく姿勢で対応し、事実を隠しているのではないか等の誤解が生じないようにする。また、公開できる情報はきちんと伝えるが、プライバシー保護等の理由から伝えられない場合、その旨を説明し、理解を求める。

### イ 誠意ある対応

報道を通じて、事件・事故の概要だけでなく、学校の対応状況や今後の方針を広く保護者や地域の人々に説明できる。学校と報道機関との関係が協力的なものとなるよう、誠意をもって対応する。

### ウ 公平な対応

報道機関に情報を提供する場合、どの機関に対しても公平に情報を提供する。

## ii 対応のポイント

- ア 窓口の一本化
- イ 報道機関への依頼
- ウ 社名、記者名、連絡先等の確認
- エ 取材意図の確認及び準備
- オ 明確な回答
- カ 教育委員会との連携
- キ 記者会見の設定

### ア 窓口の一本化

取材要請があった場合、対応は校長または教頭が窓口となり、一本化する。どちらが窓口となるかについては、あらかじめ協議しておく。

### イ 報道機関への依頼

多くの取材要請が予想される場合、生徒の動搖を防ぎ、正常な学校運営を維持する観点から、取材に関しての依頼を文書等により行う。

#### 〔依頼内容(例)〕

- 校内の立ち入りに関して
- 取材場所、時間に関して
- 生徒や教職員への取材に関して 等

### ウ 社名、記者名、連絡先等の確認

取材要請があった場合、後に連絡が必要となることがあるので、必ず社名、記者名、連絡先等を確認しておく。

### エ 取材意図の確認及び準備

あらかじめ取材意図等を把握し、予想質問に対する回答を作成することなどにより、的確な回答ができるように準備する。その際、事実関係が正確に把握できているか、推測の部分はないか、人権やプライバシー等への配慮はできているかなどの点に留意する。

### オ 明確な回答

不明なことや把握していないことは、その旨を明確に答える。誤解につながるようないまいな返答はしない。

### カ 教育委員会との連携

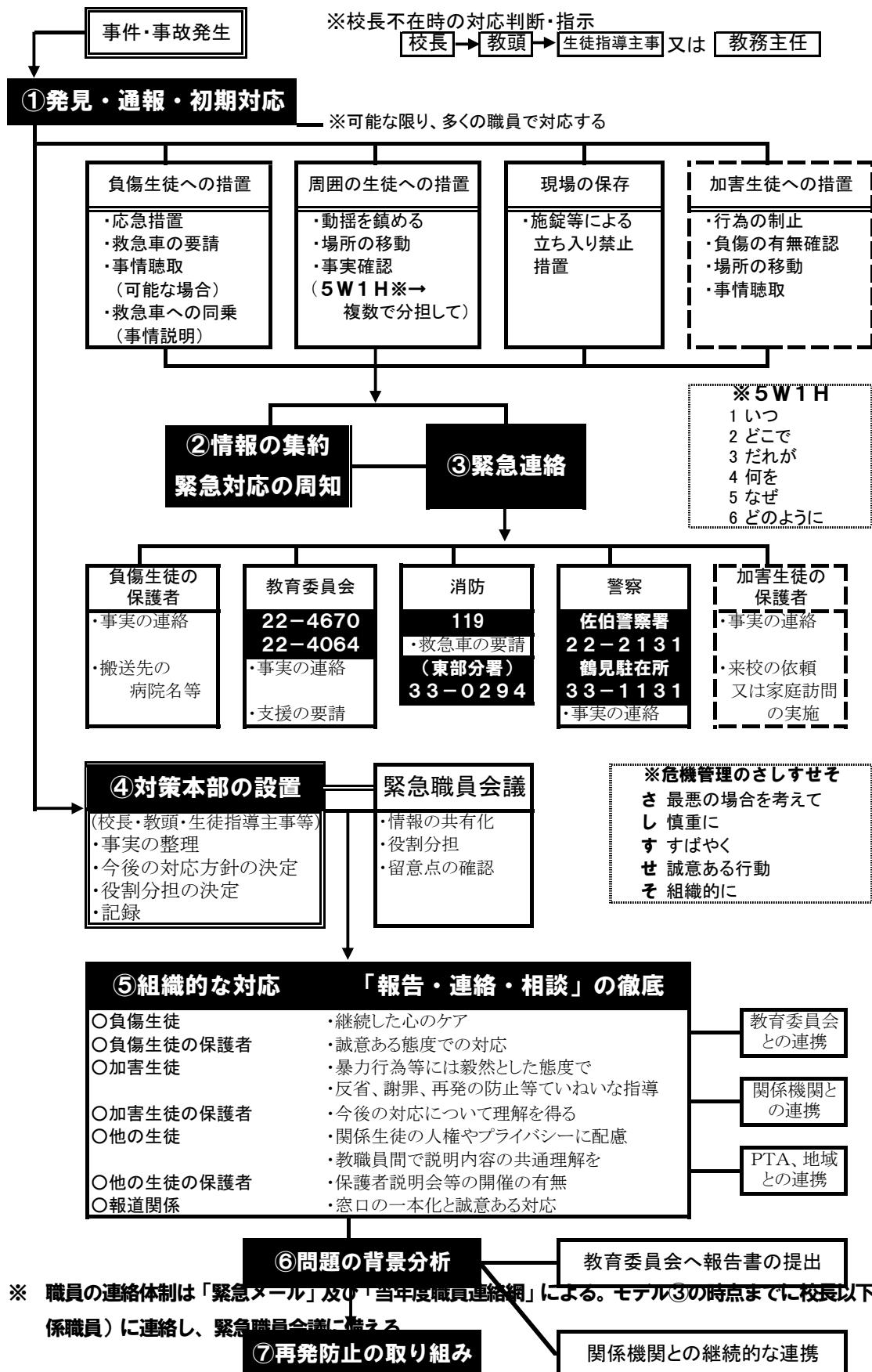
記者会見を開く際の留意事項等に、助言を得るなど教育委員会に支援を要請する。

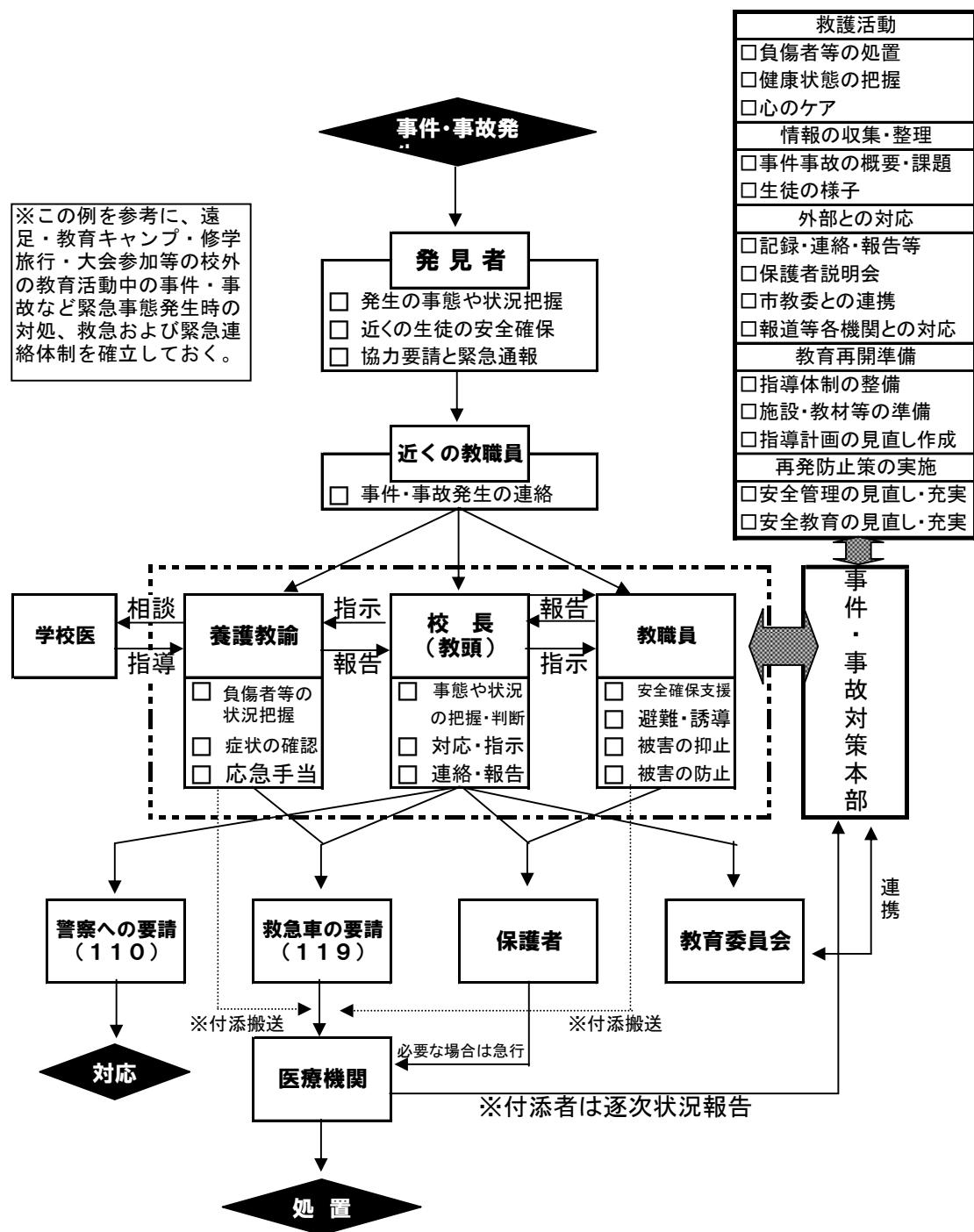
### キ 記者会見の設定

取材要請が多い場合は、教育委員会と連携を図り、記者会見を開くことで対応する。

その際、会見場所、時間等については、学校運営が混乱しないよう考慮した上で決定する。取材が長期化する場合は、記者会見を定例化することも考えられる。

(2) 危機発生時の緊急対応のモデル その1 = 初動対応の①～⑤ =





※緊急連絡体制作成時には、

- ① 現地の長および対策本部（学校）の長との指揮・連絡系統を明らかにしておく。
  - ② 現地医療機関の確認・搬送体制を確認し、緊急体制を確立しておく。
  - ③ 学級連絡網・学級名簿・職員連絡網・緊急連絡先一覧（右例参照）等の点検・携帯を忘れない。

**【参考資料】****『学校における危機管理チェックリスト』**

【活用の目的とねらい】このチェックリストを活用して、学校内で議論を行うことにより、さまざまな問題に気づき、それらに対して、適切な対応を行っていく。

<b>1 社会・経済情勢、世論・世評の変化の確認</b>
<input type="checkbox"/> 実施している教育活動や業務が、開始時と比べて、社会情勢等の前提条件が変わってしまったことにより、経費の増加、保護者の理解等、何か問題が生じる可能性はありませんか？
<b>2 法律等の改正についての確認</b>
<input type="checkbox"/> 教育活動や業務を実施する際に根拠としている法令等について、十分な注意を払っていますか？ <input type="checkbox"/> 法律・条例・規則等の改正は行われていませんか？ <input type="checkbox"/> 国等から、新たな通知や通達が出されていませんか？ <input type="checkbox"/> 訴訟等にかかる新たな判決が下されていませんか？
<b>3 他の学校等の現状と問題点の確認</b>
<input type="checkbox"/> 他の学校や企業等で発生した、不祥事や事故と同様の事象が発生するおそれはありませんか？
<b>4 ルールの遵守についての確認</b>
<input type="checkbox"/> 法令、規則等に定められた手順を省略するなど、正規の手順に従わずに教育活動や業務を実施していることはありませんか？
<b>5 情報の適正な取り扱いについての確認</b>
<input type="checkbox"/> 教育活動や業務を進める上で必要な情報は、教職員間で共有されていますか？ <input type="checkbox"/> 教育活動や業務を実施する過程において、管理職や関係教職員に報告・連絡・相談をタイミングよく行っていますか？ <input type="checkbox"/> 情報を、適正に収集、管理、使用していますか？また、正当な理由なく、個人情報を第三者へ開示したり目的外の利用を行ったりしていませんか？
<b>6 批判や苦情についての確認</b>
<input type="checkbox"/> 実施している教育活動や業務に対して、保護者や地域住民から批判や苦情を受けていませんか？ <input type="checkbox"/> 教職員の対応・行動で、保護者や県民から批判がでるおそれのあるものはありませんか？
<b>7 教育活動や業務の進行管理についての確認</b>
<input type="checkbox"/> 教育活動や業務は予定通りに進行していますか？ <input type="checkbox"/> 教育活動や業務が予定通りに進行していない場合には、その遅延・障害要因をチェックし、必要な対策を講じるなど、予定通り進行するように努力していますか？ <input type="checkbox"/> 校長の承認を経ずに、教育活動や業務を実施しているようなことはありませんか？ <input type="checkbox"/> 複数の教職員によって分掌しなければ、横領等教職員の不正につながるようなリスクのある業務や手続については、複数の教職員が担当するか、または必ず管理職等のチェックが入るなど、業務の流れのなかでチェック機能が働く仕組みになっていますか？
<b>8 教育活動や業務上必要とされる知識・スキルについての確認</b>
<input type="checkbox"/> 教育活動や業務遂行のために不足している能力・スキルがあった場合、必要に応じ研修等で学習し修得していますか？
<b>9 外部委託先の業務内容についての確認</b>
<input type="checkbox"/> 業務委託先の企業等が、契約等で定められた事項について確實に実施していることを確認していますか？ <input type="checkbox"/> 契約上、不履行等問題が生じた場合の対応は考慮されていますか？
<b>10 校務分掌の観点についての確認</b>
<input type="checkbox"/> 各分掌間の“もたれあい”などから分掌間の隙間に陥り、責任体制が不明確になってしまったケースはありませんか？ <input type="checkbox"/> “連絡ミス”などから、他の分掌とうまく連携がとれなかったケースはありませんか？
<b>11 安全についての確認</b>
<input type="checkbox"/> 教育活動や業務を実施するにあたり、安全確保対策を確実に施していますか？ <input type="checkbox"/> 異常や危機の兆候が発見された場合は、最善の安全措置をとっていますか？
<b>12 コンプライアンス（法令、倫理規定の遵守）についての確認</b>
<input type="checkbox"/> 人権を尊重し、相手の立場に立って考え、行動していますか？ <input type="checkbox"/> 児童生徒や保護者等に対し、誠実に接するとともに、節度ある健全な関係を保っていますか？
<b>13 オープンなコミュニケーションについての確認</b>
<input type="checkbox"/> 「風通しの良い職場」になっていますか？
<b>14 危機発生時の対応についての確認</b>
<input type="checkbox"/> 危機が発生した場合に、まず何をなすべきかを知っていますか？

## 4 危険等発生後の対応について

### 事故発生後、速やかな生徒の安全確認と、安全を確保した下校方法等を検討する。

#### (1) 安否確認

事故等は、必ずしも教職員が付いている授業だけではなく、休憩時間や放課後、さらには登下校中なども含めた活動・時間帯に発生するおそれがあり、生徒の負傷の状況や安否確認を収集する必要がある。生徒だけではなく教職員が負傷していることも考えられるため、安否確認できる体制を複数整えておくことや情報の集約については担当を決めて組織的に把握しておく。

##### [安否確認の内容と教職員の対応]

安否確認については、状況別に整理しておく。学校以外の場所に避難していることも想定し、緊急事態に迅速に情報提供してもらえるよう学校周辺の店や民家、子ども110番の家等と日頃から体制を作つておく。また、学校からの情報発信について、通信網が不通の場合に備え、地域や避難施設の掲示板などの活用や、事前に保護者等とルールを決めておく。

###### ①生徒が学校内にいる場合の安否確認

- ・負傷者がいるかどうか、全員を集合させるもしくは、授業等の担当者が把握して報告する。
- ・休憩時間や放課後などは、生徒の状況把握が困難となるため、教職員はあらかじめ決められたそれぞれの担当場所に急行し、速やかに負傷者の有無を確認する。
- ・生徒が校舎外に出て、学校周辺の店や民家、110番の家などに避難していないかを調べる。
- ・校外活動中の場合も上記のような安否確認を行い、学校に報告する。

###### ②生徒が登下校中や自宅にいる場合の安否確認

生徒の自宅やその周辺、学校周辺の店や民家、子ども110番の家、避難所などに避難している者がいないか、ケガをしていないかを調べる。その際、教職員は被害（二次被害等も含め）に巻き込まれないように注意する。

###### ③安否確認の集約

- ・職員室や事務室など、各学校で情報を集約する場所、総括担当者を決め、確認を進める。  
(事前に負傷者名簿を備えておく)
- ・負傷者がいる場合には、速やかに、応急手当での実施や救急車の要請などの対応に移る。
- ・学校の電話に問い合わせが殺到し、使用できなくなりことに備え、連絡・通信手段の複線化を図つておく。

#### (2) 引き渡しと待機

生徒の登下校の安全確保を図るために、学校に待機させるか、保護者に引き渡すかなど、状況を把握し、生徒の安全を第一に考えた判断をする。校長は、緊急の対応を実施することを全教職員に周知し、事前に定められた役割分担に従い、直ちに具体的な対応を行う。事故等により停電で情報手段の遮断されることも予想されることから、あらかじめ学校と保護者との間で確認しておく。また、地域住民、保護者、ボランティア等の対応を確認した上で、必要に応じて学校が行う緊急対応への支援を求めるなど、地域と効果的に連携する。

###### ①引き渡しの判断

引き渡しの判断時には、地域の様子や被害の状況、今後の見通しなどの情報を複数の方法で収集し、生徒の安全を最優先にして判断する。その際、例えば下記のようなことに留意して「判断することが必要になる。事故等の発生後、安全が確保された場合でも、生徒が不安や恐怖心を抱いているときは、保護者に引渡をしたり、保護者による登下校時の引率やボランティア等による巡回をしたりといった配慮を行う。

##### 引き渡しの判断基準

- |                    |                     |
|--------------------|---------------------|
| ○通学路に被害が発生していないか   | ○地域の被害が拡大するおそれがないか  |
| ○下校の時間帯に危険が迫ってこないか | ○引き渡す保護者にも危険がおよばないか |

### 大雨や雷等の自然災害での引き渡しの判断

大雨が降っていたり、雷が鳴っていたりしている場合に下校させることは危険。事前に気象情報や警報等の情報を速やかに収集し、危険に遭わないよう下校又は待機（避難）を判断する。また、学校周辺だけでなく、生徒の通学路の状況や公共交通機関等も踏まえて判断する。

#### ②引き渡し手順の明確化

引き渡しの際には、一度に多くの保護者が集まり、混乱、錯綜することが予想されるため、あらかじめ引渡しの手順を明確にしておく。例えば、年度初めに、緊急時引渡しカードに引渡者を登録し、確実に引渡しが行えるよう、生徒及び保護者と手順を確認しておく。家庭の状況により、保護者等の帰宅が困難になるような家庭の生徒については、学校に留めるなどの事前の協議・確認も行っておく。校外活動中、登下校中の対応についても同様に、事前に協議・確認しておく。また、障がいのある生徒については、一層の配慮が必要になることから、個々の実態を踏まえた対策を行う。

#### ③引き渡しカード[資料1]

#### ④引き渡しマニュアル[資料2]

#### ③ [資料1]

2025年現在 佐伯市立鶴見中学校

災害等緊急時引き渡しカード＜保護者控え＞				
【長子名】 学年 ( ) 年		【兄弟姉妹】※中学生・小学生		
ふりがな		性別	( ) 年 [ ( ) ]	
名前			( ) 年 [ ( ) ]	
			( ) 年 [ ( ) ]	
			( ) 年 [ ( ) ]	
No.	引き取り者の名前	連絡先(電話・住所)	生徒との関係	チェック欄
1 保護者	ふりがな	電話		
		携帯		
		住所		
2 （代理保護者）	ふりがな	電話		
		携帯		
		住所		
(途中省略)				
【伝えておきたいこと等あればご記入ください。】				
◆震度4以下でも、交通機関等に影響が出た場合等に生徒を学校に待機させますか? 待機を希望する場合は右の欄に○印をご記入ください。				

# 緊急災害時の生徒引き渡しマニュアル

佐伯市立鶴見中学校

## 1 引き渡しを実施するケース

- ① 大規模な自然災害(地震・津波・崖崩れ等)の発生による大きな被害が出た時
- ② 校舎が激しい火災に見舞われた時
- ③ 不審者が学校に侵入し、生徒・教職員に危害が及んだ時、若しくは及ぶ恐れがある時
- ④ 校区内で凶悪事件が発生し、犯人が逃亡中で生徒に危害が及ぶ事態が予想される時

## 2 保護者等への連絡手段方法

- 1) 通信手段が使用できる場合…学校からの緊急メールまたは電話連絡
- 2) 一切の通信手段途絶の場合…学校に生徒を待機させ、保護者等の来校を待って引き渡す。

## 3 引き渡し場所

原則、鶴見中学校を引き渡し場所とする。

ただし、生徒の心理動搖、周りの状況等により学校での引き渡しが望ましくないと判断した場合は、他の設定した場所

## 4 引き渡し手順（2次確認）

- 1) 1次確認…・学校職員は「災害等緊急時引き渡しカード」を確認する。
  - ・保護者等(=引き取り者)は「〇年の〇〇(保護者)です」を伝え、身分を証明するもの、または「引き渡しカード」または、引き渡しカードの写メを見せる。
- 2) 2次確認…生徒自らが引き取り者はだれなのか言い、一致すれば引き渡す。
- 3) 引き渡し…学校からの連絡事項を確認するとともに、自宅以外の場所に移動する場合の連絡先、住所等を記録する。



### 引き渡しケースに該当と判断

#### 《保護者の動き》

- ◎学校から引き渡しの連絡を受けた
- ◎学校からの連絡ができない状況になっていると判断した

↓  
引き取り者を決める

### 引き渡し場所(鶴見中体育館等)へ

- 学校職員が「災害等緊急時引き渡しカード」を確認する。
- 生徒による確認後、引き渡す。

**注意** (鶴見中の場合) 車の乗り入れは不可です！ →体育館下の職員駐車場を利用

### (3) 教育活動の継続

生徒の安全が一旦確保された後は、その後の対応や対策についての方針・具体的業務内容を決め、教育活動の継続について決定していく必要がある。事故等の被害の状況によっては、校舎が使えなくなったり、必要備品が揃わなかつたりすることも考えられる。また、停電等により情報収集が円滑にできないことも考えられ、臨機応変な対応が求められる。

- ・校舎内の安全な場所で学習スペースを確保する。校舎が使えない場合は他校を私用することも検討する。
- ・事故等の発生現場等の使用は避けた校舎の使用計画を検討する。
- ・養護教諭・スクールカウンセラーや学校医等と連携し、生徒の心身の状態に配慮しながら検討する。

#### [避難所運営との調整]

学校施設が避難所となる場合には、おおよそ次の図のようなプロセス（一例）が考えられる。避難所の運営に一義的な責任を持つ各自治体の防災担当部局等と教職員が協力出来る内容についてあらかじめ調整しておくとともに、運営方策を検証、整備していくことが必要である。その際、教職員の勤務時間帯であっても休暇や出張等で教職員が不在の場合や、勤務時間外では教職員が学校に参集するのに一定の時間が必要あること等により、少人数で運営を担わざるを得ない事態が発生することを考えておくことが大切である。また、教育活動の円滑な最下位を見据え、仮説トイレ等の避難所として必要なスペースの設置場所、車両の進入等の場所等の避難所としての学校施設の利用計画が十分であるかを確認しておく必要がある。

	災害状況等	避難所の状況	協力内容としての考えられる例
救命避難期	(直後～) ライフラインの途絶 地域社会の混乱 継続する余震 等	事故等発生 地域住民等の学校への避難	○施設設備の安全点検 ○開放区域の明示 ○駐車場を含む誘導 等
生命確保期	(数分後～) 消防・警察・自衛隊等の救助開始	避難所の開設 避難所の管理・運営	○名簿作成 ○関係機関への情報伝達と収集 ○水や食料等の確保 ○備蓄品の管理と仕分け、配布等 ○衛生環境整備
生活確保期	(数日後～) 応急危険度判定士による安全点検	自治組織の立ち上がり 自治組織の確立	○自治組織への協力 ○ボランティア等との調整 ○要援護者への協力 等
学校開期機能	(数週間後～) 仮説住宅等への入居等	避難所機能と学校機能の同居 避難所機能の解消と学校機能の正常化	○学校機能再開のための準備
		日常生活の回復	

## 第2部 事項別危機管理マニュアル（緊急対応の要点と未然防止のポイント）

### 1 台風・集中豪雨等の風水害



#### 被害を最小限に防ぐポイント

##### （1）情報収集手段の整備・点検

- ①ラジオ・テレビ・電話・ファクシミリ・インターネットおよび防災無線の整備・点検。
- ②教職員連絡網・生徒（保護者）連絡網、関係諸機関連絡先一覧の作成・点検。
- ③情報収集のためのPTA役員や区長等との情報連絡体制を整えておく。

##### （2）校区内の危険箇所の把握および周知

- ・佐伯市および鶴見振興局等への照会（鶴見地区ハザードマップ）により、校区内の危険箇所（土石流危険箇所等）を把握し、生徒・保護者および教職員に周知しておく。

##### （3）通学路の確認

- ・家庭訪問、交通指導、下校指導等の機会を活用して、日頃から生徒の通学路の安全、危険箇所を確認しておく。

## 2 地震・津波

### 地震(発生)

※南海トラフ地震の発生の可能性は今後30年間に60%と、大地震はいつ起こっても不思議ではない。本校校区の地理的条件を考えると、日頃からの危機管理意識が求められる。

◎南海トラフ巨大地震により、震度6弱の地震発生により、津波浸水被害を想定)

状況	想定される児童生徒の様子	学校・地域の建物等の被害	教職員・児童生徒・地域住民のすること	必要な物品・事前対策
(1)安全確保および火の始末	緊急地震速報	・日頃の訓練のとおり机の下に隠れる	・緊急地震速報に気付いた教員がただちに校内放送で知らせる。 ・生徒に落ち着くように言葉かけをして、窓から離れ、机の下に入るよう促す。 ・各教室の教員は、窓や廊下のドアを開け、避難経路の確保をする。	・避難経路の安全確認の担当を決めておく ・体育館2階に、飲料水、非常食を確保しておく
	地震の揺れが到達(震度6弱) 3分間揺れる	・机の脚を持たないまま机が動く生徒がいる ・泣き出す者もある ・叫び声が聞こえる	・校舎東側教室(ランデルーム周辺)およびグラウンドへの落石等 ・教室や職員室の棚の上にあった物が落下 ・廊下の窓ガラスが破損して散乱 ・大型テレビ台の転倒	・落下物でケガをしないように気をつけさせる ・お互いに声を掛け合い、励まし合う
	地震が収まる	・腰が抜けたり、動転して動けない生徒や、教員の指示を聞かず話し続ける生徒がいる	・校門周辺の坂、グラウンドへの落石 ・水道管、ガス管の破損 ・屋内配線の断線による停電	・負傷者の有無、程度を確認、必要に応じて応急処置 ・避難経路の安全確認 ・訓練通りに避難経路からグラウンドへ避難開始 ・余震の揺れも考慮した行動

### ※津波警報発令

※注意報も同等。※警報発令時、避難施設指定の対応も用意する。

状況	想定される児童生徒の様子	学校・地域の建物等の被害	教職員・児童生徒・地域住民のすること	必要な物品・事前対策
(4)避難場所での対応	大津波警報発令を確認	・昇降口のガラスが倒れて、散乱している ・グラウンドや生徒玄関、ピロティの地盤にひび割れがある ・電柱が倒れている ・道路がある ・ブロック塀が倒れている道路がある ・火災が発生して煙が見える	・大津波警報を確認 ※確認できないときも津波避難を開始 ・避難経路の安全確認 ・非常持ち出し ・15m以下の津波では、そのまま待機、 15m以上の津波が予想される場合は、2次避難場所(裏山)へ移動	・教員は、動きやすいように靴で避難 ・生徒は上靴のまま避難 ・非常持ち出し物を決めておき、すぐに持ち出せるようにする
	津波避難場所に避難完了	・落下物により負傷した生徒や教職員がいる	・避難先で対策本部を立ち上げ ・各学年ごとに安否確認し状況を報告(手段があれば) ・負傷者への手当 ・管理職は、学校の状況を委員会に報告 必要があれば支援要請をする ・避難所となる体育館を開錠しておく	・校長不在の場合の対応 ・状況を整理したり、記録するためのノートを用意 ・連絡手段(携帯電話、トランシーバー) ・情報収集用機器(ラジオ)
(5)事後の対応と措置	近所の住民も一緒に避難してぐる	・不安になり、家へ連絡したいと言い出す生徒がある ・トイレや忘れ物などで、校舎内へ入ろうとする生徒がある	・小学校から、児童・教職員が避難していく ・被害の様子を、避難してきた方から情報を聞く ・区長に協力を依頼 ・お互いに声を掛け合って励まし合う	・地域住民との連携(役割分担・合同訓練) ・小学校職員との連携

(5)事後の対応と措置	津波の第1波を確認	<ul style="list-style-type: none"> <li>・津波の様子にショックを受けている</li> <li>・津波の様子を見ようとして、体育館側の斜面へ行こうとする</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・木造住宅が破壊されたり流されたりする</li> <li>・漁船が陸地に流れてくれる</li> <li>・石油タンクやプロパンガスボンベが流されて火災が発生</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生徒の様子を観察し、適切に助言</li> <li>・被害等の情報収集</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自らの観点や生徒の気が紛れるように、生徒にも役割を持たせる</li> </ul>
	避難後2時間が経過 津波が何度も襲来	<ul style="list-style-type: none"> <li>・トイレに行きたいという訴え</li> <li>・おなかがすいたという訴え</li> <li>・季節により、暑さや寒さの訴え</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・津波や火災で変わり果てた町が見える</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・校内のトイレ・電気・水道が使用可能か確認</li> <li>・備蓄していた水や食糧があれば配給する</li> <li>・暖をとるための対策をする</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・簡易トイレ</li> <li>・飲料水</li> <li>・非常食</li> </ul>
	避難後8時間が経過 暗くなっている	<ul style="list-style-type: none"> <li>・寒いという訴え</li> <li>・暗いと不安という訴え</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・火災の火が見えるほか何も見えない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ラジオやスマートフォンなどで情報収集</li> <li>・住民と協力し、たき火をして暖を取る</li> <li>・非常食を分け合って食べる</li> <li>・生徒も可能な範囲で作業を手伝う</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報収集の手段</li> <li>・照明</li> <li>・電源</li> <li>・火(ライターなど)</li> </ul>
	26時間後 大津波警報が解除	<ul style="list-style-type: none"> <li>・疲労感や絶望感</li> <li>・家に帰りたいという訴え</li> <li>・家族に会いたいという訴え</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・津波と崖崩れなどにより、梶寄方面や吹方面的道路が不通になっている</li> <li>・トンネル内の崩落により不通になっている</li> <li>・津波は収まったが、一部の土地は冠水している</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通学路の安全確認や交通機関の運行状況の確認</li> <li>・児童の保護者への引渡※保護者と連絡が取れるまで学校で待機</li> <li>・被害状況を確認し教委へ報告</li> <li>・教職員へのケア(休息や家族の安否確認が必要)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・津波災害での引渡方法について定め、保護者に周知する</li> </ul>

#### 被害を最小限に防ぐポイント

##### (1) 情報収集手段の整備・点検

携帯用ラジオ・ハンドマイク・防災無線等の整備と点検。



##### (2) 防災体制の確立

・日頃から教職員の危機管理意識を高めるとともに、マニュアル等に基づいた防災体制の点検・整備をしておく。

※佐伯市防災マニュアルによると、鶴見中学校は「避難勧告・避難指示発令時に利用できる避難施設」に指定されていない。

立地条件から、振興局・市教委と連携をとりながら避難所としての運営体制の整備・確立も求められる。

##### (3) 実践的な避難訓練の実施

・生徒が地震発生時に落ち着き、正しい行動がとれるように、日頃から緊急時の安全な行動の取り方について理解させておくとともに、様々な場面を想定した防災避難訓練を実施する。

### 3 火災

#### 火災（発生）

※風水害・地震津波は予期できぬ故に緊急対応に高度の判断力が求められるが、火災については、予防の観点からの危機管理こそ重要である。そのうえでもし発生したら・・・。

##### （1）状況把握 および安 全確保

- 火災発生場所を確認する。（職員室の火災受信機または通報）
- 消防署に通報（119番）する。
- 通報と同時並行で校内放送をおこない避難指示をする。  
「○階○○教室で火災が発生しました。生徒は運動場に避難しなさい。」2回
- 可能な場合 ①初期消火  
②搬出書類・物品の搬出 等を行う。※生徒の安全避難優先。
- 授業担当者、各部屋の職員は避難経路を確認（火元に遠い経路から）、生徒を誘導する。
- ※状況をふまえ、管理職の判断で対策本部を設置する。

##### （2）避難指示お よび誘導

- 生徒の動揺をおさえ、指示に基づき整然と避難・誘導する。  
※「押さない・走らない・しゃべらない・もどらない」（お・は・し・も）の指示と誘導。
- 配慮を要する生徒のサポートを行う。他の職員の要請、場合によってはリーダー生徒等。
- 逃げ遅れた者がいないかの確認をする。（教室から出るとき。）

##### （3）避難場所で の対応

- 名簿（出席簿）による人員確認および負傷者の状況を確認する。
- 負傷者の負傷の程度に応じて、速やかに救急車を要請するとともに、養護教諭等による応急処置を行う。
- 生徒や教職員が負傷した場合は、処置の対応も含め保護者や家族に連絡する。
- 避難後の対応（下校指導等）を決定し指示・指導する。

##### （4）事後の対応 と措置

- 管理職は、学校の状況を教育委員会に報告（第一報）し、必要があれば支援要請を行う。
- 今後の対応等についての緊急職員会議。
  - ①今後の教育活動の再開について。（当面の施設使用状況と通常日課への復帰）
  - ②生徒への指導
  - ③保護者説明会等。
- 情報の混乱を避けるため、関係機関や報道機関等への対応は、管理職が行い窓口を一本化する。
- PTA役員会、保護者説明会等を設け、保護者に対して説明と連絡を行う。
- カウンセラー等による生徒等への心のケアに配慮する。

#### 未然防止のポイント

##### （1）火の扱いに対する学習

- ①生徒に対して、授業や学校生活の中で日常的に「火の便利さ」と扱いの不十分さによる「火の怖さ」について理解させる。
- ②火を取り扱う学習時（家庭科、理科、特別活動、総合的な学習など）には、特に安全対策第一を考え、正しい火の取り扱いについて指導するとともに、火災へとつながりやすいふざけや誤った操作がないように学習ルールを確立する。

##### （2）消化器・消火栓の扱いの学習

- ・教職員は、消化器・消火栓の場所を確認しておき、火災時に使用できるように、学習訓練をしておく。

##### （3）避難方法の訓練

- ・生徒、及び教職員が火災発生時に安全かつ迅速に避難できるように、防災訓練を計画的に実施する。

##### （4）消防自衛組織作りと役割と意識化

- ・校長を隊長とし、各教職員に任務分担した自衛消防隊を編成する。また、各教職員は自分の役割・責任について理解する。
- 更に、管理職不在の時でも迅速に対応できるように機能的な組織にしておく。

##### （5）火災に結びつく場所や物の日常点検

- ・火災発生の元（原因）となりそうな場所 <給湯室・理科室・家庭科室>等を日常点検する。

##### （6）整理整頓

- ・校内の整理整頓をし、特に灯油等引火性のある油類については厳重に保管する。

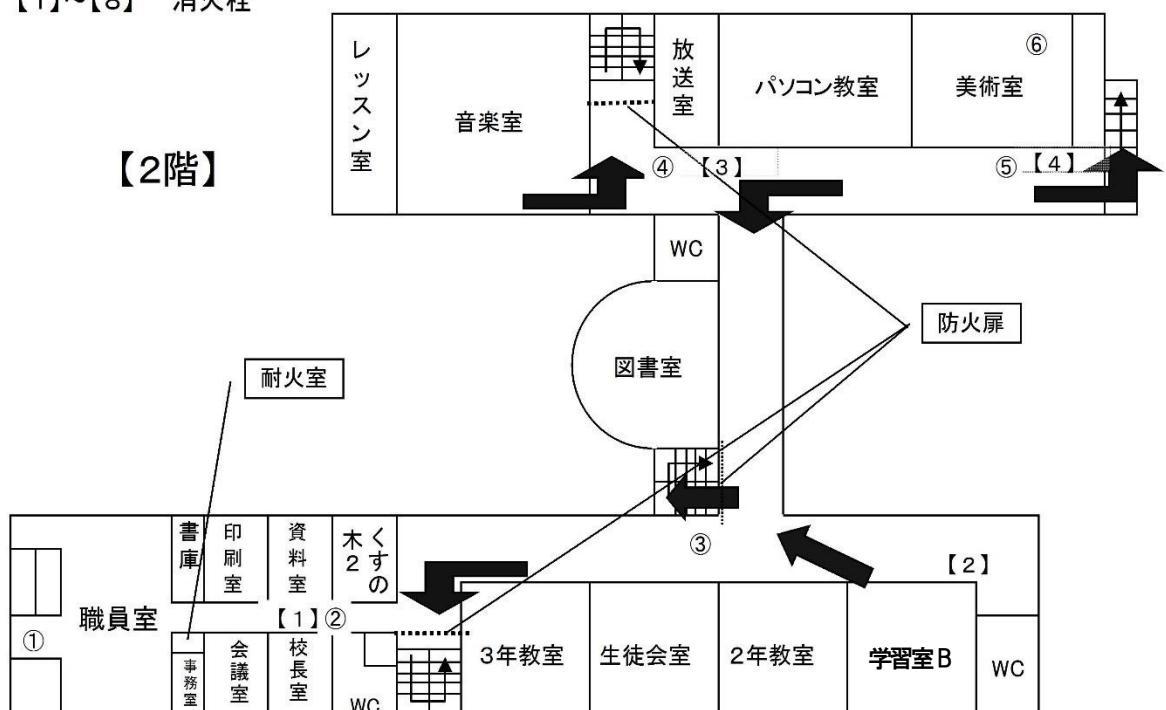


①～⑩ 消火器設置場所

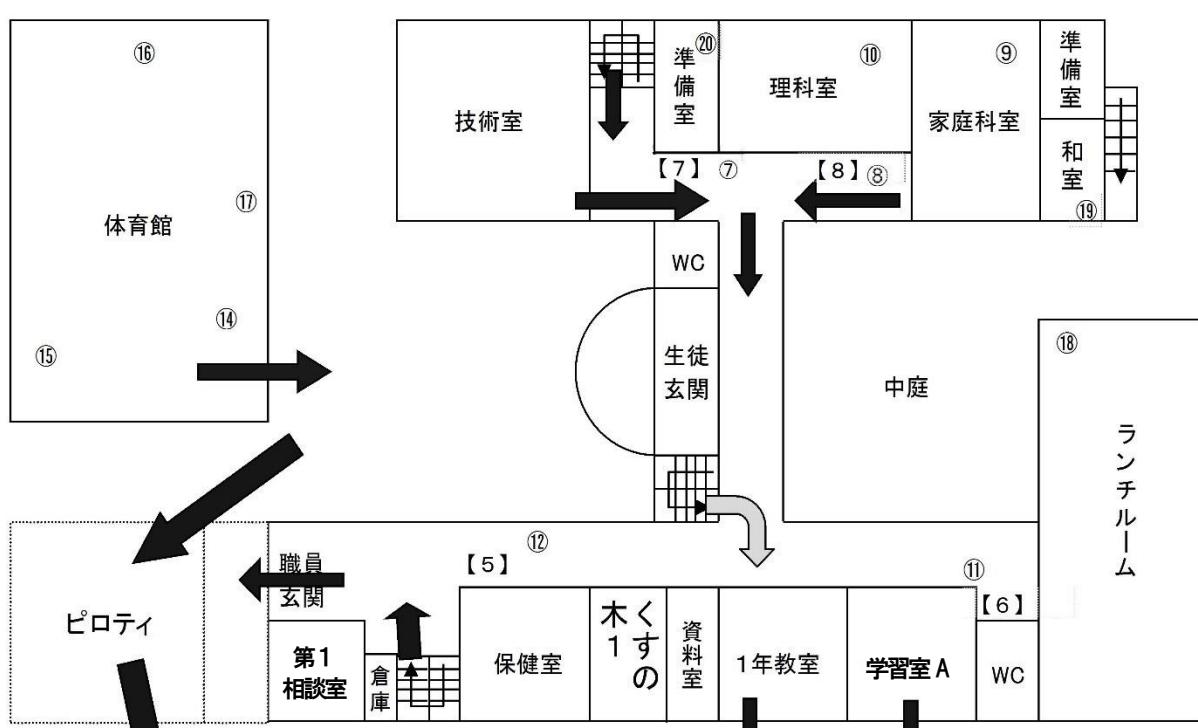
【1】～【8】 消火栓

避難経路 →

【1】～【8】 消火栓



【1階】



※第一次避難場所 運動場(野球グラウンド レフト方面)

※第二次避難場所 学校裏山

## 4 不審者の侵入



### 未然防止のポイント

### （1）防災体制の確立

- ①日頃から教職員の危機管理意識を高めるとともに、不審者侵入事故を想定した対応訓練を実施する。  
※不審者を隔離するための具体的な対応の仕方、警察、消防署への通報を取り入れた訓練などの実施。

②生徒に対しても不審者対策を想定した避難訓練を実施する。

③生徒に対する安全教育の中に、被害に遭わないための行動のあり方、被害が発生した場合またその恐れがある場合の行動の仕方について指導する。

## (2) 不審者の侵入防止体制の整備【3段階チェック体制】

- ①校門・出入り口の限定（根性坂下のみ）・「関係者以外の校内立ち入り禁止」の表示
  - ②校門から校舎入り口まで・インターフォンでの受付対応・職員が来訪者を見かけたら必ず声をかける。
  - ③校舎への入口・入口や受付の指示・明示・通常日、生徒登校後は職員出入り口のみの開放するようとする。

### (3) 警察署(駐在所)や家庭・地域との連携

- ・不審者情報の家庭への発信。

## 不審者対応

### (1) 不審者への対応

- 当該教室の教職員は、不審者との間合いに注意を払いながら、不審者の移動を阻止する。
  - 応援に駆けつけた教職員は、役割を分担して、生徒の避難の安全確保と不審者の阻止に分かれれる。
- ※他教室の生徒も全員避難させる。(避難場所=職員室または音楽室)

### (2) 関係機関への緊急連絡

- 連絡を受けた教頭(職員室在室職員)は、110番通報するとともに必要に応じて救急車を要請する。
- 通報と同時並行で校内放送をおこない避難指示をする。
  - 不審者が1階にいる場合「1年のタンガ先生、職員室へお戻りください。」2回
  - 不審者が2階にいる場合「2年のタンガ先生、職員室へお戻りください。」2回

### (3) 生徒の安全避難と隔離

- 不審者阻止にあたっている職員以外の教職員(女性職員中心)は、避難場所に集合した生徒の掌握(人員および負傷等の確認)を行い、管理職に報告する。
  - 警察の到着まで、阻止の状態に気をつけながら現場待機する。
- ※万一不審者が移動してきた場合は、距離を十分とれる場所に移動させる。

### (4) 負傷した生徒職員への対応

- 養護教諭等は、負傷者の応急処置を行うとともに、救急車が来たら同乗し、医療機関へつきそう。
- 他の1名も自家用車で同時に医療機関へ同行する。
- 担任は、負傷した生徒の保護者に連絡をとり、負傷状況や搬送先の病院名等を伝える。

### (5) 不審者の身柄確保

- 警察によって不審者の身柄確保を行う。
- 完全な確保を見届けて、管理職は避難場所集合隊形を解く。

### (6) 事後の対応と措置

- 管理職は、教育委員会に状況報告を行う。(第一報)
- 情報の混乱を避けるため、関係機関や報道機関等への対応は、管理職が行い窓口を一本化する。
- PTA役員会、保護者説明会等を設け、保護者に対して説明と連絡を行う。
- カウンセラー等による生徒等への心のケアに配慮する。

## 避難場所と経路

### (1) 避難場所の考え方

- 避難場所としては職員室か音楽室を選択する。
  - 不審者からできるだけ離れた場所を優先する。
  - 不審者の侵入を阻害するバリケードを作れる場所を選択する。
  - 個別ではなく、集団で避難できる場所を選択する。
- ※どうしても校内での避難が難しい場合は「鶴見地区コミュニティーセンター」へ避難する。

### (2) 避難経路の考え方

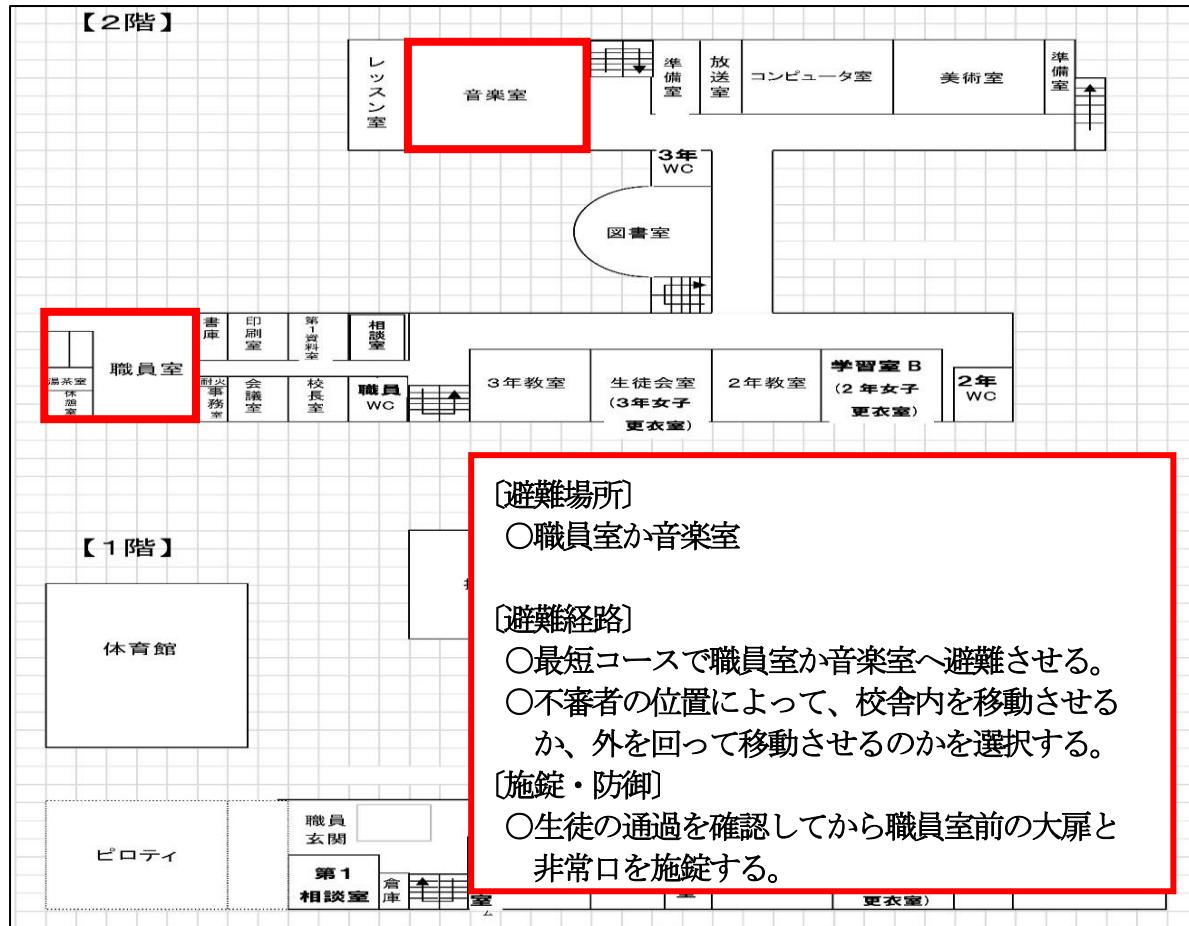
#### [不審者が1階にいる場合]

- 1階の教室はそれぞれ外に面したドアから避難し、外を回って職員室へ避難する。
- 2階からはそのまま職員室か音楽室へ避難する。

#### [不審者が2階にいる場合]

- 1階の教室は職員室へ避難する。
- 2階からは音楽室か職員室、または美術室前を通り、外を回って職員室へ避難する。

(3) 避難経路



連絡方法

(1) 職員間の連絡

- ①部外者を見かけた場合は必ず声をかけ、できるだけ大きな声で話す。
- ②不自然に大きな声での会話が聞こえた場合は近くの職員が必ず確認をする。
- ※応援が必要な場合は「手や肩が痛む様子で手や腕を振る」
- ③話している職員が手を振る仕草を見たり、違和感を感じた場合はすぐに職員室へ連絡する。職員室にいる職員は複数でその場に向かい、状況によって1人が職員室へ戻る。
- ④放送で次の内容を緊急放送で放送する。  
 不審者が1階にいる場合「1年のタンガ先生、職員室へお戻りください。」2回  
 不審者が2階にいる場合「2年のタンガ先生、職員室へお戻りください。」2回

(2) 生徒を介した連絡

- ①部外者を見かけた場合は必ず声をかけ、できるだけ大きな声で話す。
- ②近くに職員がいない場合は生徒に「タンガ先生を呼んできて」と呼びかけ、職員室へ行かせる。※必ず複数の生徒を職員室へ向かわせる。
- ③生徒から連絡を受けた職員は他の職員と共有し、複数でその場に向かう。
- ※連絡に来た生徒は職員室に待機させる。

(3) 外部への連絡 (通報)

- ①緊急事態を確認した場合はすぐに110番通報を行う。※110番通報のみが緊急扱い。

## 5 いじめ



### 未然防止のポイント

#### (1) いじめに関する校内体制の確立

生徒指導担当を中心に、教師の認識を高める取組や、悩み調査を実施する取組、緊密な情報交換等により、いじめの早期発見に向けた取組を充実する。また、いじめは絶対に許さないという教師の姿勢を、日ごろから示し、生徒に示す。

#### (2) いじめを許さない学校・学級づくり

生徒会・生徒会活動や学級活動等を通じて、いじめを見かけたら、生徒がその場で注意することができる、いじめを許さない学校・学級づくりを行う。

#### (3) 教育相談の充実

定期的な教育相談や、教師から積極的に声をかけて気軽に相談できるような場面づくりを心がけ、生徒一人一人と話し合う機会を多くもつ。また、個人面接や集団面接等、面接方法も工夫する。

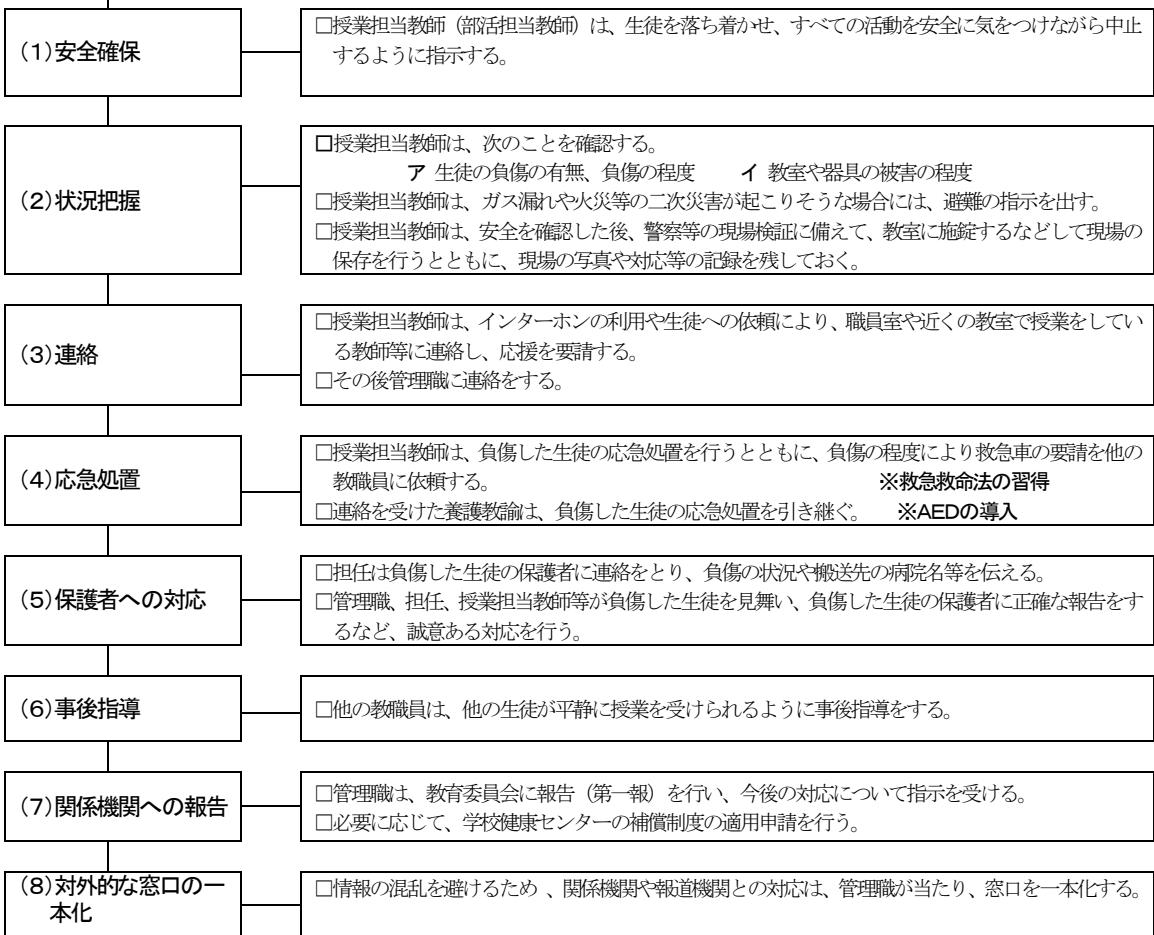
#### (4) 保護者・地域との連携

保護者や地域からの情報が得やすいように、例えば登下校の様子等について、保護者や地域の協力者と定期的に連絡を取り合うなど、連絡体制を確立しておく。

## 6 授業中（部活動中）の事故

### 授業中（部活動中）の事故発生

※重傷が予想される場合。（部活動中の事故も準ずる。）



#### 未然防止のポイント

##### (1) 指導計画の作成

- ① 生徒がゆとりをもって活動（観察・実験）に取り組めるように、無理のない指導計画を立てる。
  - ② 活動中（観察・実験）での生徒の実態を十分把握し、安全にかかわる指導内容を指導計画に位置づける。
- ※原則として、活動には担当教師がつくこと。担当教師不在時は、活動を中止する。

##### (2) 活動（実験）前の安全点検

- ① 経験を積んだ活動（実験）でも必ず事前確認（予備実験）を行い、安全性を確かめておく。
- ② 実施する活動（実験）での器具や薬品の安全な取り扱いの指導とともに、万一事故が発生したときの処置の仕方についても指導しておく。
- ③ 部活動指導時は、当日の生徒の健康状態の充分な把握を行う。

##### (3) 活動（実験）中の安全

- ① グループ活動（実験）では役割分担を決め、責任をもって行うよう指導する。
- ② 活動（実験）する場所を整理させる。不要な用具は片づける。
- ③ 活動（実験）の注意事項を守らせる。
- ④ 活動（実験）中は適切な机間指導を行う。

##### (4) 活動（実験）後の安全

- ① 責任をもって後片づけをさせる。
- ② 活動（実験）で生じた廃液や廃棄物の処理は、環境に配慮した適切な指導をする。
- ③ 使用（実験）器具・用具を点検させ、元の場所に返却させる。指導者による確認・施錠。

## 7 热中症の予防と対応

### 热中症の予防

#### (1) 事前の対応

- ①教職員への啓発 … 全教職員で热中症とその予防について共通理解を図る。
- ②児童生徒等への指導 … 児童生徒等が自ら热中症の危険を予測し、安全確保の行動をとることができるように指導する。
- ③各校の実情に応じた対策 … 近年の最高気温の変化や热中症発生状況等を確認し、地域の実情に応じた対策を検討する。
- ④体調不良を受け入れる文化の醸成 … 気兼ねなく体調不良を言い出せる、相互に体調を気遣える環境・文化を醸成する。
- ⑤情報収集と共有 … 热中症予防に係る日々の情報収集の手段と全教職員への伝達方法を整備する。
- ⑥暑さ指数(WBGT)を基準とした運動・行動の指針を設定 … 既存の指標を参考に、運動や各種行事の指針を設定する。
- ⑦暑さ指数(WBGT)の把握と共有 … 暑さ指数の測定場所、測定タイミング、記録及び関係する教職員への伝達体制を整備する。
- ⑧日々の热中症対策のための体制整備 … 热中症警戒アラート発表時の対応も含め、設定した指針に基づき、日々、運動や各種行事での対策を決定・指示する体制を整備する。
- ⑨保護者への情報提供 … 热中症対策に係る保護者の理解醸成のため、热中症対策を保護者とも共有する。

#### (2) 热中症予防の体制

- ①情報収集・発信 … 活動責任者が、活動前に活動場所の暑さ指数を測定し、記録を取る。热中症警戒アラートが発表されたら、スプレッドシートや学校メールで全職員に知らせる。
- ②活動の内容変更、中止・延期の判断 … 暑さ指数32以上で屋外活動を中止・変更、屋内活動は中止・実施形式を変更する。行事では、開催場所の暑さ指数等の情報を確認し、全職員で対応を判断する。
- ③体制構築後の対応 … 活動担当者が、学校便りや学校メール、学校HPに、热中症予防の対応等を掲載し、保護者や外部と情報共有する。

#### ◇ポイント◇

- ・热中症予防について、全教職員で共通理解を図るための研修等を実施。
- ・学級担任は、生徒等から自ら热中症の危険を予測し、安全確保の行動をとることができるように指導する。
- ・近年の最高気温の変化や热中症発生状況を確認し、地域や学校の実情に応じて具体的な予防策を検討する。
- ・気兼ねなく体調不良を言い出せ、相互に体調を気遣える環境・文化を醸成しておく。

#### (3) 热中症警戒アラート発表時の対応

アラート情報の入手（教頭） → 全教職員に連絡（学校メール等） → 対応を検討（全教職員で共通理解）

#### (4) 警戒アラートの発表がない場合の対応

暑さ指数の測定（教頭・活動担当者） → 指針に基づき活動等の対応を決定（全教職員で共通理解）  
→ （必要に応じて保護者に通知） → 活動中、暑さ指数の継続測定（教頭・活動担当者）  
→ 指針に基づき活動内容等の柔軟な変更 → （必要に応じて、下校時の対応を生徒に指導）

### 热中症発生時の対応

緊急時のための体制づくり … 热中症が疑われる時には、放置すれば死に至る緊急事態であることをまず認識する。応急処置を講じるため、次の①～④について学校の体制を確立する。

- ①热中症発生時の教職員の役割分担を定め、全員が理解しておき、職員室、保健室及び事務室等の見やすい場所に掲示する。
- ②緊急時に連絡する消防署、医療機関、校内（管理職・養護教諭・学年主任等）及び関係諸機関等の所在地及び電話番号などを活動を行う場所に掲示しておく。
- ③救命処置（心肺蘇生とAEDの使用）や応急手当等に関する講習を行い、実際の対応ができるようにしておく。
- ④救急搬送の必要な傷病者が出了場合に備え、各種行事前に現地消防組織、近隣医療機関と連携しておく。

## 8 アレルギーへの対応



### 未然防止のポイント

#### (1) 教職員の共通理解

- ① 食物アレルギーやアナフィラキシーについて正しく理解し、食物アレルギー緊急時対応について共通理解を図る。
- ②特に給食においてアレルギー対応が必要な生徒と配慮すべき事項に関しては、事前の面談等の情報をもとに、全教職員で4月時に共通理解を図る。

#### (2) 給食時の安全確保

- ① 誤食・誤配を防止するため、原因の食物を毎日、養護教諭・担任等複数で確認をする。
- ②除去食は、教員から対象生徒へ直接手渡しを原則とする。

## 9 登下校中の交通事故



### 未然防止のポイント

#### (1) 通学路の点検

- ① 学校は、PTA等と協力して、通学路の点検を行い、危険箇所があれば速やかに道路管理者等へ改善を要望する。
- ② 日ごろから工事箇所や危険箇所の把握に努め、生徒及び保護者への周知を徹底し安全に通学できる体制を整える。

#### (2) 交通安全教育の充実

- ① 生徒の発達段階に応じた交通安全教育の充実に努める。  
※交通事故は、未然に防止できるものがあることや、交通法規を守っていても起こりうることなどに気づかせ、自分自身のことをとしてとらえさせる。
- ② 交通安全教室等を開いて、正しい歩行や安全な自転車の乗り方、自動車の内輪差、制動距離等について理解させる。
- ③ 教職員による定期的な登下校の交通安全指導、PTA校外生活指導部による定期的な交通安全指導を行う。  
※自転車通学を認めている吹浦地区等からの道路状況から、生徒は、①交通事故被害者、②交通事故加害者になる可能性がある。いざれの面でも日頃からの安全教育の徹底が求められる。

備考 佐伯市教育委員会スクールバス等緊急事態発生時対応マニュアルを確認する

## 10 弹道ミサイルの落下時（Jアラート）

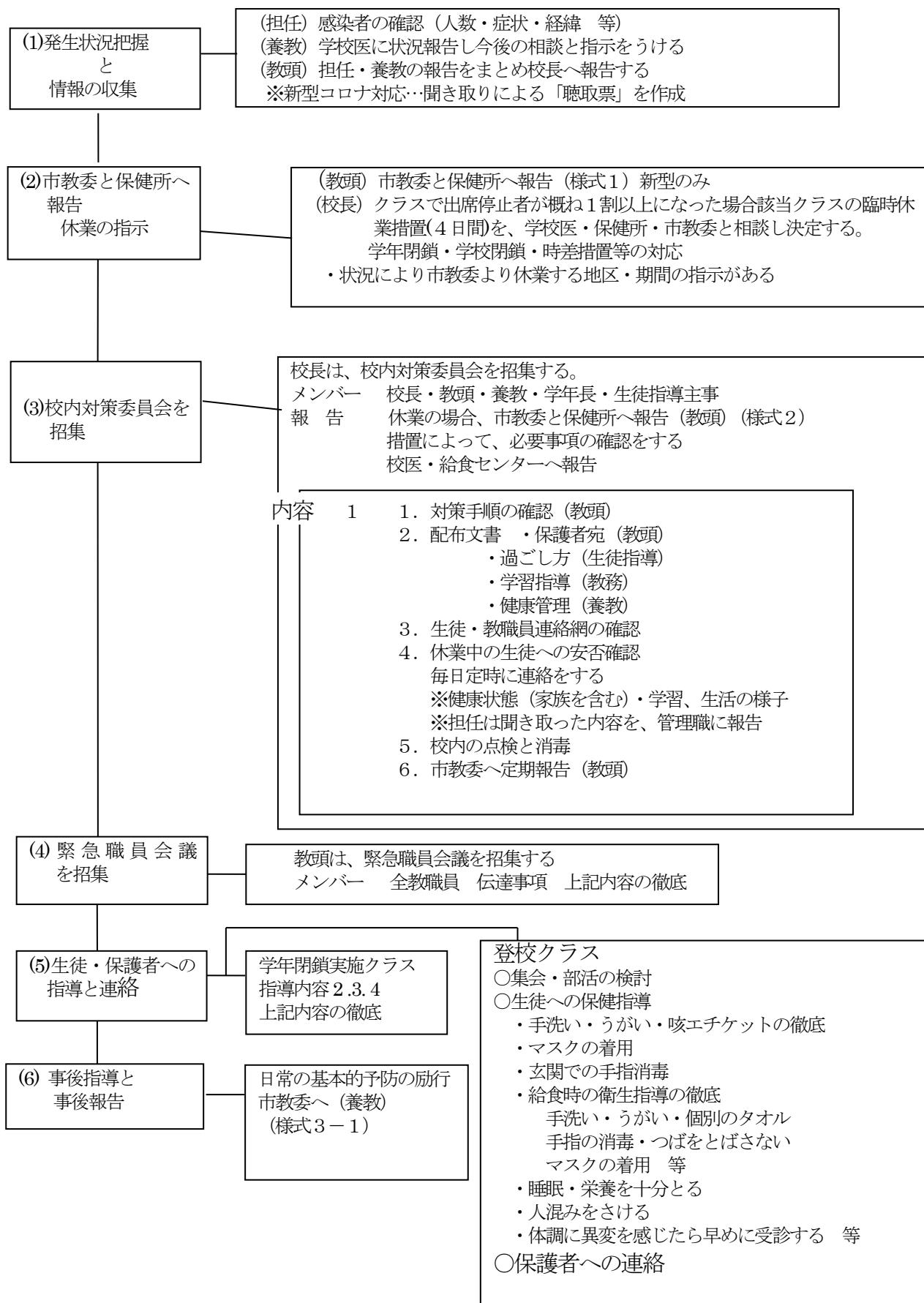


### 被害を最小限に防ぐポイント

- (1) 素早い行動
  - ・ Jアラート発信から短時間でミサイルが飛来するので、すぐ行動を起こす。
  - ・ 日頃から教職員の危機管理意識を高めるとともに、マニュアル等に基づいた防災体制の点検・整備をしておく。
- (3) 実践的な避難訓練の実施
  - ・ 生徒が地震発生時に落ち着き、正しい行動がとれるように、日頃から緊急時の安全な行動の取り方について理解させておくとともに、様々な場面を想定した防災避難訓練を実施する。



## 11 インフルエンザ・新型コロナウイルス等緊急の学校伝染病発生時の対応



心肺蘇生法のABC+Dを知ることが救命救急の命です。

(A…Airway(気道確保)B…Breathing(人工呼吸)C…Circulation(心臓マッサージ)+D…Defibrillation(除細動)

除細動とは、心臓に電気ショックを与えることで、AED(自動体外式除細動器)という機器を使えば誰にでもできる手当てです。

### 1 肩を叩きながら声をかける

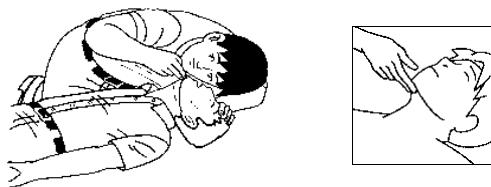


### 2 反応がなかったら、大声で助けを求める、119番通報とAED搬送を依頼する



### 3 気道確保と呼吸の確認

気道確保し、「普段どおりの息」をしているかを10秒以内で確認します。  
※10秒以上かけてはいけない。



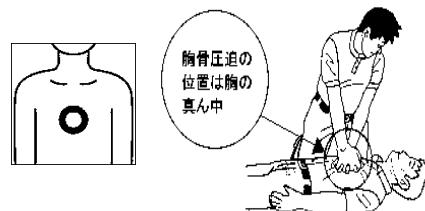
### 4 呼吸がなかったら、人工呼吸を2回行う

1秒かけて、胸の上がりが見える程度の量を2回吹き込む。  
※人工呼吸ができないときは省略できる。



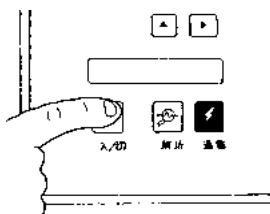
### 5 人工呼吸が終わったらすぐに胸骨圧迫

胸骨圧迫30回と人工呼吸2回を繰り返して行います。  
強く・速く・絶え間なく(100回／分)  
圧迫解除は胸がしっかりと戻るまで!



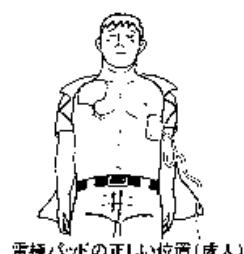
### 6 AEDが到着したら

まず、電源を入れる。  
(ふたを開けると自動的に電源が入る機種もあります。)



### 7 電極パッドを胸に貼る

電極パッドを貼る位置は電極パッドに書かれた絵のとおりに、また皮膚にしっかりと貼ります。  
体が汗などで濡れていいたらタオルで拭き取ってください。

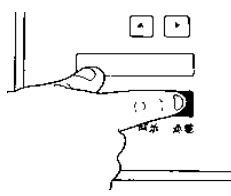


### 8 電気ショックの必要性をAEDが判断する



心電図解析中は誰も傷病者に触れてはいけません。

### ショックボタン



### 9 ショックボタンを押す

誰も傷病者に触れていないことを確認したら、点滅しているショックボタンを押します。



以後は、AEDの音声メッセージに従います。心肺蘇生とAEDの手順は、救急隊に引継ぐか、何らかの応答や目的のある仕草(例えば、嫌がるなどの体動)が出現したり、普段どおりの息が出現するまで続けます。

# 緊急時連絡先一覧表（令和5年4月現在）

学校医・医療機関	電話番号	関係機関等	電話番号
丹賀診療所 学校医:佐藤裕隆	34-8334	佐伯市教育委員会	22-4670
		佐伯警察署	22-2131
吉田歯科医院 学校歯科医:吉田一	22-0354	鶴見駐在所	33-1131
		佐伯消防署	22-3301
学校薬剤師:仲矢侑希子 佐伯調剤薬局	22-9789	消防テレホンサービス	23-3500
		東部分署	33-0294
大分大学附属病院	097-549-4411	鶴見振興局	33-1111
大分県立病院	097-546-7111	鶴見地区公民館	33-1000
西田病院(救急指定)	22-0180	剣崎給食センター	20-4313
南海病院	22-0547	B&G	33-1222
長門記念病院	24-3000	高宮タクシー	35-6533
渡町台外科病院	22-7500	佐伯タクシー	33-0030

## ◎救急車依頼基準◎

- 意識喪失の持続するもの
- ショック症状の持続するもの
- けいれんの持続するもの
- 激痛の持続するもの
- 多量の出血を伴うもの
- 患部が変形（骨折等）しているもの
- 傷口が大きいもの
- 広範囲または、深部組織までのやけど
- 嘔吐、後頭部痛および後頸部痛の伴う症状のあるもの

## ◎救急車依頼方法◎

- TEL 119 または 33-0294
- 救急車をお願いします
  - 鶴見中学校です
  - 事故発生の状況を話す  
(けがの程度についてなど)

### 【事故発生時の救急体制】

